

名古屋市公報	令和 4年 8月10日 第164号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長	

目次	ページ
告 示 ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第462号) 3 ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第463号) 4 ○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん (住都・住宅管理課) (第464号) 5 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第465号) 13 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (健福・保護課) (第466号) 16 ○ 身体障害者福祉法による医師の指定 (健福・障害企画課) (第467号) 18 ○ 身体障害者福祉法による医師の指定辞退 (健福・障害企画課) (第468号) 23 ○ 南土木事務所長の職務代理について (緑土・総務課) (第469号) 25 ○ 指定居宅サービス事業者等の廃止 (健福・介護保険課) (第470号) 26 ○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課) (第471号) 27 ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第472号) 28 ○ 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第473号) 29 ○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定について (緑土・道路建設課) (第474号) 31	
固定資産評価審査委員会告示 ○ 名古屋市固定資産評価審査委員会規程の一部改正 (第1号) 33	
公 告 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課) 35 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課) 39 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課) 42	

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	45
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	47
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	49
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	52
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	55
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	57
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	59
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	61

名古屋市告示第 462号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市東区葵一丁目1304番の一部
- 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 463号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市北区御成通 4丁目 1番 7の全部並びに織部町 1番17の一部及び 1番18の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 464号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 4年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 5年 2月28日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和4年8月19日（金）から同月31日（水）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和4年8月19日（金）から同月31日（水）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

令和4年8月19日（金）から同月31日（水）までの午前10時00分から午後7時00分まで。ただし、第4水曜日及び木曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

令和 4年 8月22日（月）から同月31日（水）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

日時

令和 4年 9月20日（火）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 219戸

(2) 改良住宅

空家住宅 6戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 177戸

第 3 大家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 17戸

第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症の

もの

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）
第11条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 142戸

(2) 改良住宅

空家住宅 4戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成28年度第 2回一般募集から令和 4年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成28年度第 2回一般募集から令和 4年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2) から (13)までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 高齢者改善単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 465号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 4年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
さかえ訪問クリニ ック	名古屋市中区栄一丁目25番17号	令和 4年 6月 1日
神宮前眼科クリニ ック	名古屋市熱田区神宮三丁目 7番 1号	令和 4年 5月 1日
原駅前ヒロメンタ ルクリニック	名古屋市天白区原一丁目 203番地	令和 4年 7月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日

こうデンタルクリ ニック	名古屋市西区貴生町23番地の 1	令和 4年 5月 1日
-----------------	------------------	-------------

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ドラッグ・熱田調 剤薬局	名古屋市熱田区伝馬一丁目 101番	令和 4年 6月 1日
キョーワ薬局松葉 公園店	名古屋市中川区押元町 1丁目84番地	令和 4年 7月 1日
スギ薬局春田店	名古屋市中川区春田五丁目 5番地	令和 4年 7月 1日
スギ薬局有松店	名古屋市緑区鳴海町字細根 118番地 の45	令和 4年 6月 1日
きくた薬局	名古屋市天白区平針台一丁目1013番 地	令和 4年 5月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーシ ョンよいかん名古 屋東	名古屋市東区矢田一丁目 7番43号	令和 4年 6月 1日
訪問看護ステーシ ョンクレールク ロリ	名古屋市中村区並木二丁目 148番地	令和 4年 7月 1日
かえる訪問看護ス テーション	名古屋市瑞穂区宝田町 5丁目 5番地	令和 4年 7月 1日

かのん訪問看護リ ハビリステーション	名古屋市中川区野田一丁目 487番地	令和 4年 7月 1日
訪問看護ステーションゆめの葉・杜山	名古屋市守山区大字下志段味字風越 1982番地の 1	令和 4年 7月 1日
F o o t a g e 訪問看護ステーション名東	名古屋市名東区亀の井三丁目68番地の 1	令和 4年 7月 1日
よろずや訪問看護	名古屋市名東区極楽二丁目 132番地	令和 4年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 466号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 8月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
本山あおば整骨院	名古屋市千種区末盛通 5丁目10番地	令和 4年 7月 1日
大嶋 順樹		
藤が丘名倉堂接骨 院	名古屋市名東区明が丘 123番地の 3	令和 4年 7月 6日
前野 友飛		
神の倉あおば整骨 院	名古屋市緑区藤塚三丁目2302番地	令和 4年 7月 1日

笥 祐輔		
------	--	--

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 467号

身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定しました。

令和 4年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 名	指定年月日
名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター (千種区)	小島 尚代	肝臓の機能障害	令和 4年 7月 1日
名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター (千種区)	近藤 啓	小腸の機能障害	
名古屋ハートセンター (東区)	中村 知史	心臓の機能障害	
大隈病院 (北区)	長谷川 貴俊	肢体不自由	
天野記念クリニック (西区)	大山 敦嗣	腎臓の機能障害	
愛知県青い鳥医療療育セン ター (西区)	山崎 夏江	肢体不自由	
増子記念病院	辻田 誠	腎臓の機能障害	

(中村区)		
鵜飼リハビリテーション病院 (中村区)	栗本 太志	肢体不自由
日本赤十字愛知医療センター 一名古屋第一病院 (中村区)	横江 優貴	腎臓の機能障害
丹羽眼科医院 (中村区)	丹羽 敬	視覚障害
名古屋医療センター (中区)	伊藤 真史	肢体不自由
名古屋医療センター (中区)	龍華 章裕	腎臓の機能障害
昭和在宅クリニック (昭和区)	宮嶋 真理	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	大澤 郁介	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	金森 史哲	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	齋藤 竜太	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	鳥居 潤	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	西尾 直樹	音声・言語、そしや くの機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	六鹿 雅登	心臓の機能障害
日本赤十字社愛知医療セン ター名古屋第二病院	草野 大樹	肢体不自由

(昭和区)		
日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院 (昭和区)	小林 和克	肢体不自由
日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院 (昭和区)	澤田 英良	肢体不自由
平林移動集団検診所 (昭和区)	上嶋 三千年	肝臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	小南 あおい	視覚障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	篠原 務	心臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	瀬尾 由広	心臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	蓑原 潔	聴覚障害、平衡、音声・言語、そしゃくの機能障害
稲熊病院 (瑞穂区)	稲熊 祐輔	腎臓の機能障害
桜花ホームクリニック (熱田区)	二村 英斗	肢体不自由
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	千田 麻友美	肢体不自由
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	谷川 篤宏	視覚障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	友澤 周平	ぼうこう・直腸の機能障害
名古屋掖済会病院	西尾 朋子	呼吸器の機能障害

(中川区)		
もり在宅クリニック (中川区)	森 盟	肢体不自由、平衡、 音声・言語、そしゃ くの機能障害
中部労災病院 (港区)	上田 雅道	肢体不自由
大同病院 (南区)	名倉 明日香	肝臓の機能障害
大同病院 (南区)	西川 貴広	肝臓の機能障害
大同病院 (南区)	柳澤 直宏	肝臓の機能障害
大同病院 (南区)	横井 剛	ぼうこう・直腸の機 能障害
善常会リハビリテーション 病院 (南区)	岡田 貴士	肢体不自由、音声・ 言語、そしゃくの機 能障害
善常会リハビリテーション 病院 (南区)	下野 哲典	肢体不自由
守山いつき病院 (守山区)	古泉 龍一	肢体不自由
総合病院南生協病院 (緑区)	尾池 彬嗣	肢体不自由
総合病院南生協病院 (緑区)	奥村 浩二	肝臓の機能障害
総合病院南生協病院 (緑区)	築山 吾朗	ぼうこう・直腸の機 能障害
総合病院南生協病院	中澤 俊之	ぼうこう・直腸の機

(緑区)		能障害	
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	森 悠	心臓の機能障害	
循環器内科と心臓リハビリ の高針クリニック (名東区)	竹中 真規	心臓の機能障害	
名古屋記念病院 (天白区)	富田 勇樹	呼吸器の機能障害	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 468号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和 4年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
勝又病院 (中区)	勝又 一夫	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	上野 真治	視覚障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	雫 真人	肝臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	小川 真司	心臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	黒部 亮	視覚障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	中西 良一	呼吸器の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	伊藤 正浩	ぼうこう・直腸の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	南 想	視覚障害

善常会リハビリテーション病院 (南区)	梶原 敏夫	音声・言語、そしゃくの機能障害、肢体不自由
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	稲垣 将文	心臓の機能障害
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	榮枝 裕文	肢体不自由
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	平林 淳	ぼうこう・直腸の機能障害
第一なるみ病院 (緑区)	池田 稔	肢体不自由

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 469 号

南土木事務所長の職務代理について

名古屋市土木事務所処務規程（昭和28年名古屋市達第14号）第4条第3項の規定により、南土木事務所副所長下総勝義が南土木事務所長の職務を代理します。

なお、南土木事務所長職務代理者が使用する公印は、公印規則（昭和37年名古屋市規則第9号）別表に規定する公所長印とします。

令和4年8月2日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市緑政土木局総務課

名古屋市告示第 470号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 4年 8月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月 日	サービスの種類
トラストガーデン株式会社	モーニングパーク主税町	名古屋市東区主税町 4丁目26番地	令和 4年 6月30日	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
株式会社アイ・ユーネット	グループホームとまり木守山	名古屋市守山区翠松園二丁目2101番地	令和 4年 6月30日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社アイ・ユーネット	グループホームとまり木名東	名古屋市名東区猪子石三丁目113番地	令和 4年 6月30日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 471号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第41条第 1項、第42条の 2第 1項、第 53条第 1項及び第54条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年 8月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ハイメディック	モーニングパーク主税町	名古屋市東区主税町 4丁目26番地	令和 4年 7月 1日	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
株式会社フォーシーズン	グループホーム おばたの憩	名古屋市守山区翠松園二丁目2101番地	令和 4年 7月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社フォーシーズン	グループホーム いのこいの憩	名古屋市名東区猪子石三丁目113番地	令和 4年 7月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 472号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 8月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市天白区天白町大字八事字裏山43番 3の一部、66番51の一部、丙69番 2の一部、69番60の一部、69番61の一部及び69番62の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 473号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 4年 8月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
平岡 未来
名古屋市瑞穂区白砂町三丁目 3番地の 1 プルミエ白砂20号
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
安井 裕亮
名古屋市中川区富永二丁目 378番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区福島一丁目15番、畑、335.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 令和 4年 9月 1日から令和 7年 8月31日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
335.00平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 150日、農業従事者： 2人
 - (3) 農機具の保有状況

トラック： 1、耕うん機： 1、鎌： 1、鍬： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 474 号

電線共同溝を整備すべき道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定します。

令和 4 年 8 月 5 日

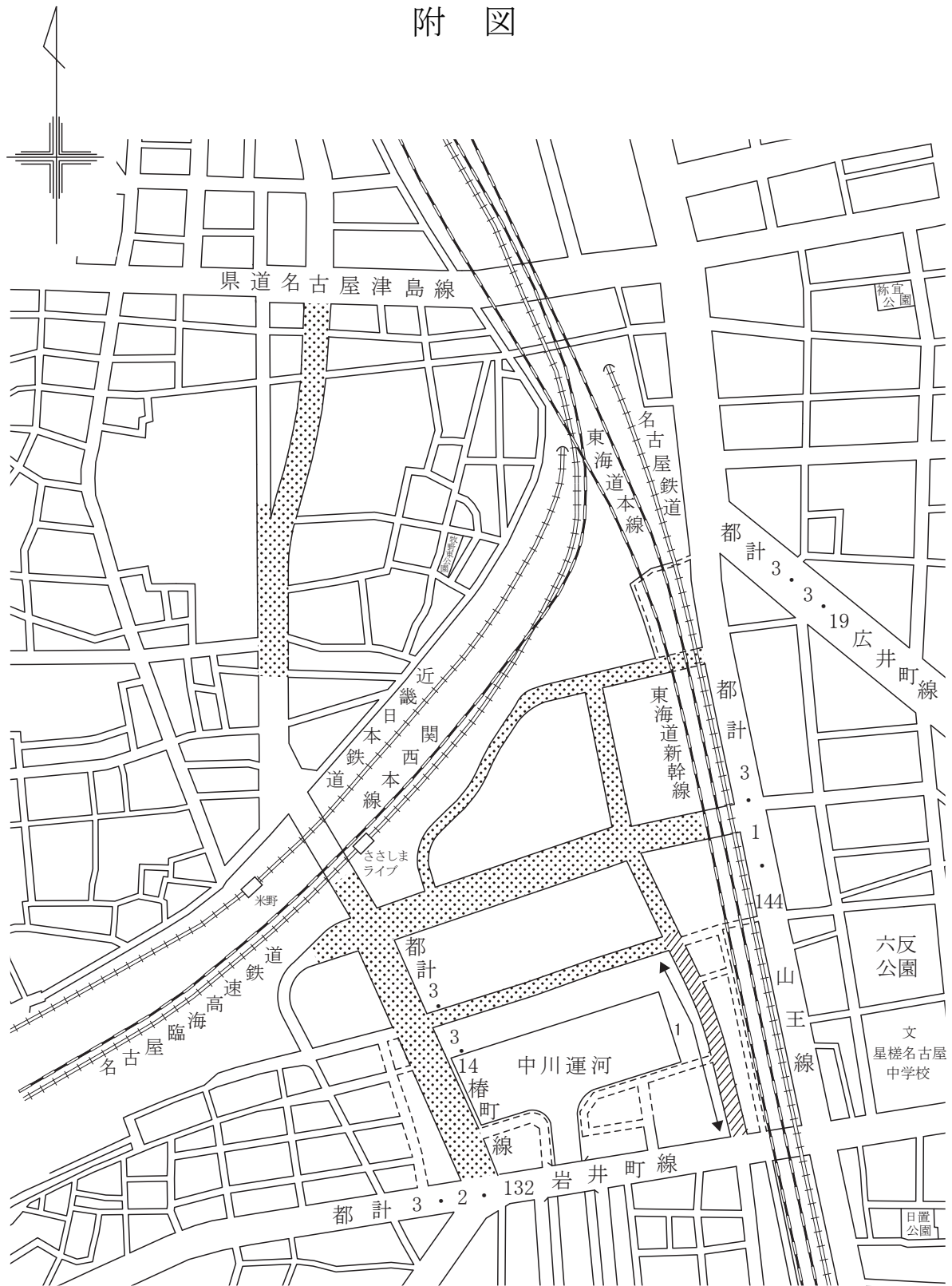
名古屋市長 河 村 た か し

電線共同溝を整備すべき道路

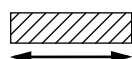
整理 番号	道路の種類及び路線名	区 間	摘要
1	市道 日置中野新町線第 5 号	名古屋市中村区平池町 4 丁目 60 番 の 6 から 名古屋市中川区運河町 131 番まで	附図

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

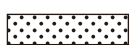
附 図



凡 例



電線共同溝を整備すべき道路



電線共同溝を整備すべき道路
に既に指定されている道路

名古屋市固定資産評価審査委員会告示第 1 号

名古屋市固定資産評価審査委員会規程（昭和26年名古屋市固定資産評価審査委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 8 月 5 日

名古屋市固定資産評価審査委員会

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（会 議） 第 8 条 委員長は、会議を開催しようとする場合は、開会日前 3 日までに、その旨委員に通知しなければならない。ただし、特別の事情のある場合は、この限りでない。 2 ～ 4 （略）	（会 議） 第 8 条 （略） 2 ～ 4 （略） <u>5 前 2 項の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める場合は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送付又は送信する方法によって、会議（合議体の会議を除く。）を開き、及び議決をすることができる。この場合</u>

	<u>において、委員会の議事は、委員</u> <u>の過半数をもってこれを決する。</u>
--	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アスティ

名古屋市千種区京命一丁目 1番32号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
1	㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区岩塚町字西枝 1番地の 1	令和 4年 2月 1日
2	㈱あかのれん	代表取締役 山本 誠一	名古屋市南区内田橋一丁目 3番19号	変更なし	代表取締役 伊藤 亨司	変更なし	平成 16年 5月 21日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
1	㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区岩塚町字西枝 1番地の 1	令和 4年 2月 1日

2	(株)あかのれん	代表取締役 山本 誠一	名古屋市南区 内田橋一丁目 3番19号	変更なし	代表取締役 伊藤 亨司	変更なし	平成16年 5月21日
3	(株)セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣市 外渚 2丁目38番地	変更なし	代表取締役 河合 映治	変更なし	平成26年 6月24日
4	(株)エンジェル	代表取締役 加藤 資彦	愛知県尾張旭市 晴丘町45番地の 1	変更なし	代表取締役 高木 健志	変更なし	平成28年 1月8日
5	(株)あーる工房	代表取締役 鬼頭 明彦	岐阜県羽島市 竹鼻町丸の内十一丁目94番地	—	—	—	平成11年 9月21日
6	(株)レアールパスコベーカーリーズ	代表取締役 渋谷 雅義	名古屋市東区 白壁五丁目 3番地	—	—	—	平成30年 3月20日
7	(有)近田屋	代表取締役 近田 幸	名古屋市守山区 西島町13番地の24	—	—	—	平成18年 2月20日
8	(株)奈多屋商店	代表取締役 沼波 一郎	名古屋市千種区 鏡池通1の19	—	—	—	平成31年 2月20日
9	(株)内藤商事	代表取締役 内藤 和雄	名古屋市昭和区 曙町 2丁目 2番地	—	—	—	令和元年 5月20日
10	(有)鉄人	代表取締役 五十嵐 甲	愛知県知多郡 東浦町大字森岡字取手22番地の 1	—	—	—	平成18年 3月20日
11	鈴木 辰夫	—	名古屋市中川区 尾頭橋二丁目 4番15号	—	—	—	平成18年 3月2日
12	(株)アロスカラー現像所	代表取締役 稲留 秀丸	名古屋市千種区 上野一丁目 3番 2号	—	—	—	平成26年 4月10日
13	(株)ポム・ドール	代表取締役 山川 淳一	名古屋市名東区 平和が丘 一丁目110の 2	—	—	—	平成30年 6月3日

14	(株)ミヤケ	代表取締役 三宅 善之	名古屋市千種区竹越一丁目12番13号	—	—	—	平成29年4月26日
15	(株)たけうち	代表取締役 竹内 寛	兵庫県赤穂市加里屋2164番地の28	—	—	—	平成29年4月26日
16	愛眼(株)	代表取締役 下條 千一	大阪市天王寺区大道4丁目9番12号	—	—	—	平成27年3月18日
17	(株)吉田靴店	代表取締役 吉田 正成	愛知県小牧市大字小牧原新田1433番地	—	—	—	平成29年4月26日
18	—	—	—	(株)角千本店	代表取締役 加古 僚太郎	名古屋市北区西味鉦五丁目113番	平成21年10月26日
19	—	—	—	CYA合同会社	代表取締役 陳 亮	名古屋市南区松下町3丁目1番29号	令和元年6月16日
20	—	—	—	(株)靴のホッタ	代表取締役 堀田 弘	愛知県清須市清州1710番	平成29年4月26日
21	—	—	—	(株)ジュエリヤマグチ	代表取締役 山口 鉄司	名古屋市千種区京命一丁目10番3号	平成18年3月2日
22	—	—	—	マイコミュニケーション(株)	代表取締役 山田 ゆかり	名古屋市東区葵三丁目19番3号	平成31年2月20日
23	—	—	—	(株)ラ・サンテ	代表取締役 中野 義久	名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1	平成30年3月20日

3 変更の日

2で既述

4 変更する理由

(1) No. 1の設置者及びNo. 1の小売業者については、住所変更のため

(2) No. 2の設置者及びNo. 2からNo. 4までの小売業者については、代表者変更のため

(3) No. 5からNo.17までの小売業者については、退店のため

(4) No.18からNo.23までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 4年 6月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 2日から同年12月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 2日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年8月2日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

中島新町ショッピングセンター

名古屋市中川区中島新町二丁目 202番 ほか17筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中川区中島新町二丁目 202番地 外17筆	名古屋市中川区中島新町二丁目 202番 ほか17筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更年月日
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
(株)ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1	令和4年2月1日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	

1	(株)ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東 区葵三丁目 15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中 村区岩塚町 字西枝 1番 地の 1	令和 4年 2月 1日
2	(株)スギ薬局	代表取締役 榊原 栄一	愛知県安城 市三河安城 町一丁目 8 番地 4	変更なし	代表取締役 杉浦 克典	愛知県大府 市横根町新 江62番地の 1	平成 29年 3月 1日
3	ブックオフ コーポレー ション(株)	代表取締役 松下 展千	相模原市南 区古淵二丁 目14番20号	変更なし	代表取締役 堀内 康隆	変更なし	平成 29年 4月 10日
4	(有)アイカ	代表取締役 安井 史郎	名古屋市中 川区中島新 町二丁目 202番地	—	—	—	令和 2年 11月 12日
5	A s — M e エステール (株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区 虎ノ内四丁 目 3番13号	—	—	—	平成 30年 3月 31日
6	カメラのア マノ(株)	代表取締役 天野 信二	名古屋市東 区葵一丁目 3番15号	—	—	—	平成 28年 1月 30日
7	(株)セントル ージュ	代表取締役 辻 薫	愛知県岡崎 市井ノ口新 町 2番地10	—	—	—	令和 3年 12月 21日
8	—	—	—	辻 薫	—	岐阜県可児 市桜ヶ丘五 丁目 263番 地	令和 3年 12月 21日

3 変更の日

- (1) 所在地については、令和 4年 6月22日
- (2) 設置者については、2(2)で既述
- (3) 小売業者については、2(3)で既述

4 変更する理由

- (1) 所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及びNo. 1の小売業者については、住所変更のため
- (3) No. 2の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (4) No. 3の小売業者については、代表者変更のため

(5) No. 4からNo. 7までの小売業者については、退店のため

(6) No. 8の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 4年 6月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 2日から同年12月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 2日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年8月2日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳴浜ショッピングセンター

名古屋市南区鳴浜町5丁目1番1ほか4筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市南区鳴浜町5丁目1番1 外4筆	名古屋市南区鳴浜町5丁目1番1 ほか4筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更 年月 日
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	
㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東 区葵三丁目 15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中 村区岩塚町 字西枝1番 地の1	令和 4年 2月 1日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更 年月 日
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	

㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東 区葵三丁目 15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中 村区岩塚町 字西枝 1番 地の 1	令和 4年 2月 1日
-------	----------------	--------------------------	------	------	----------------------------------	----------------------

3 変更の日

- (1) 所在地については、令和 4年 6月22日
- (2) 設置者については、2(2)で既述
- (3) 小売業者については、2(3)で既述

4 変更する理由

- (1) 所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、住所変更のため

5 届出の日

令和 4年 6月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 2日から同年12月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 2日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年8月2日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

八田フランテ館

名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更年月日
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
(株)ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1	令和4年2月1日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1	令和4年2月1日
2	—	—	—	(株)ビー・ア ンド・ディ	代表取締役 上條 明子	愛知県春日井市東野町七丁目3番11号	令和元年6月11日

3 変更の日

2で既述

4 変更する理由

- (1) 設置者及びNo. 1の小売業者については、住所変更のため
- (2) No. 2の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 4年 6月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 2日から同年12月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 2日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年8月2日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

富士見台フランチ

名古屋市千種区富士見台 5丁目24番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更年月日
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1	令和4年2月1日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更年月日
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1	令和4年2月1日

3 変更の日

2で既述

4 変更する理由

住所変更のため

5 届出の日

令和 4年 6月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 2日から同年12月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 2日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

八事フランテ

名古屋市天白区八事石坂 501番 1 ほか13筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市天白区八事石坂 501番 1 外13筆	名古屋市天白区八事石坂 501番 1 ほか13筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更 年月 日
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東 区葵三丁目 15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中 村区岩塚町 字西枝 1番 地の 1	令和 4年 2月 1日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更 年月 日
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	

㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東 区葵三丁目 15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中 村区岩塚町 字西枝 1番 地の 1	令和 4年 2月 1日
-------	----------------	--------------------------	------	------	----------------------------------	----------------------

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和 4年 6月22日
- (2) 設置者及び小売業者については、2で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、住所変更のため

5 届出の日

令和 4年 6月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 2日から同年12月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 2日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年8月2日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカ四軒家店

名古屋市守山区白山一丁目101番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更年月日
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
(株)ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1	令和4年2月1日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1	令和4年2月1日
2	(有)アンド・ベアー・ドラッグ	代表取締役 安藤 恵彦	名古屋市守山区白山一丁目101番地	—	—	—	平成27年4月23日

3	株アロス カラー現像所	代表取締役 稲留 秀丸	名古屋市千 種区上野一 丁目 3番 2 号	—	—	—	平成 27年 4月 23日
---	----------------	----------------	--------------------------------	---	---	---	------------------------

3 変更の日

2で既述

4 変更する理由

- (1) 設置者及びNo. 1の小売業者については、住所変更のため
- (2) No. 2及びNo. 3の小売業者については、退店のため

5 届出の日

令和 4年 6月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 2日から同年12月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 2日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカ白土フランチ館

名古屋市緑区白土 803番 ほか24筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
1	㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1	令和4年2月1日
2	東海レベラー鋼業(株)	代表取締役 小林 直樹	愛知県東海市荒尾町蜂ヶ尻6番地の1	—	—	—	令和2年9月15日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更年月日
氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1	令和4年2月1日

3 変更の日

2で既述

4 変更する理由

- (1) No. 1の設置者及び小売業者については、住所変更のため
- (2) No. 2の設置者については、小売業者の退店に伴う建物B棟の解体のため

5 届出の日

令和 4年 6月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 2日から同年12月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 2日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 8月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカみなと当知店

名古屋市港区当知二丁目 401番 1 ほか 3筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更 年月 日
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東 区葵三丁目 15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中 村区岩塚町 字西枝 1番 地の 1	令和 4年 2月 1日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更 年月 日
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東 区葵三丁目 15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中 村区岩塚町 字西枝 1番 地の 1	令和 4年 2月 1日

3 変更の日

2で既述

4 変更する理由

住所変更のため

5 届出の日

令和 4年 6月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 2日から同年12月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 2日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年8月2日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカ安田店

名古屋市昭和区安田通5丁目8番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更 年月 日
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	
㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東 区葵三丁目 15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中 村区岩塚町 字西枝1番 地の1	令和 4年 2月 1日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更 年月 日
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	
㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東 区葵三丁目 15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中 村区岩塚町 字西枝1番 地の1	令和 4年 2月 1日

3 変更の日

2で既述

4 変更する理由

住所変更のため

5 届出の日

令和 4年 6月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 2日から同年12月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 2日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

B I N O 栄

名古屋市中区錦三丁目2408番 ほか 3筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
日本生命保 険相互会社	代表取締役 中村 克	大阪市中 央区今橋三 丁目 5番12号	変更なし	代表取締役 松永 陽介	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
—	—	—	ソメスサド ル(株)	代表取締役 染谷 尚弘	北海道砂川 市北光 237 番地 6

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 4年 3月25日

(2) 小売業者については、令和 4年 4月21日

4 変更した理由

(1) 設置者については、代表者変更のため

(2) 小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 4年 6月30日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 2日から同年12月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 2日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課